

小野町職員募集

平成19年度小野町職員（大学卒程度）採用候補者試験を左のとおり実施します。

○試験職種 行政

○採用予定人員 若干名

○受験資格

昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません）。

○試験の方法、期日及び場所

第一次試験 筆記試験（教養及び行政の専門知識）

平成18年7月23日（日）

福島大学（福島市金谷川）

第二次試験 内容は、第一次試験合格者に通知します。

平成18年11月ごろ実施予定

○申込用紙の請求

申込用紙は、小野町役場で交付します。

郵送での請求の場合は80円切手を貼った自分宛の返信用封筒を同封してください。

○受付期間等

平成18年5月25日（木）から6月23日（金）まで。

郵送による申込書提出は、6月21日までの消印のあるものが有効。

◆問い合わせ

総務課 ☎72-2111

はじまりました

障害者自立支援法

4月から障害者自立支援法が施行になりました。

※現段階では「自立支援医療」（4月号掲載）のみ開始。

◎地域生活支援事業◎

『障害者自立支援法』により新しく始まるサービス体系です。

【目的】

障がい者や障がい児が自分の能力や技能により、地域で自立した生活や社会参加ができるようにします。

【特徴】

①地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

②地域の行政が自主的に取り組む事業です。

③日常生活でのニーズに応じて別の障がい福祉サービスと組み合わせることも可能な事業です。

【内容】

①相談支援機能強化事業

現在の窓口での相談から、より専門的な相談支援等を有する困難なケースへの対応を行うため、障がい者ケアマネージャーにより相談支援を実施します。



②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能など日常生活におけるコミュニケーションに支障がある方に、意思疎通の仲介を支援する手話通訳者などの派遣を行います。

③日常生活用具の給付（貸与）

重度障がい者・児に対し、障がい者手帳記載の等級や内容により、自立生活を支援する用具の給付や貸与を行います。

《例》特殊ベッド、シャワー椅子、住宅改修

④移動支援事業

日常生活上で必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の支援を行います。

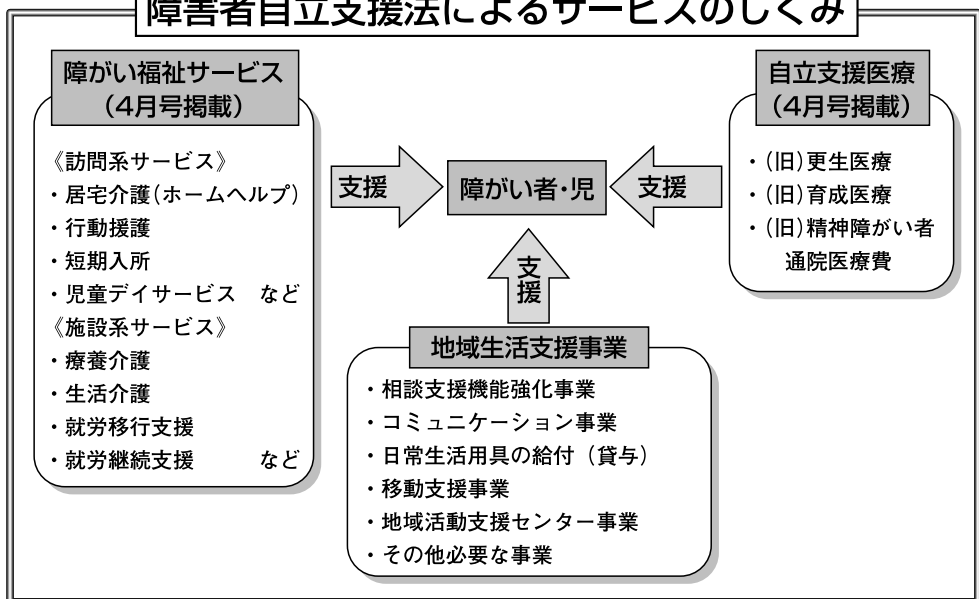
⑤地域活動支援センター事業

地域で生活している障がい者・児が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など地域の実情に応じ事業を実施します。

⑥その他必要な事業

①～⑤までの事業以外で地域で生活する障がい者・児の実情やニーズにより必要な事業を行います。

障害者自立支援法によるサービスのしくみ



社会福祉法人田村福祉会 臨時職員募集

○募集職種 臨時介護員

○募集人員 20名程度

○応募資格

ホームヘルパー2級以上または介護福祉士の有資格者

※詳しくは田村福祉会（☎61-2761）へお問い合わせください